

平成24年6月26日(火)

第6回定例教育委員会会議録

我孫子市教育委員会

1. 招集日時 平成24年5月26日(火)午後1時30分
2. 招集場所 教育委員会 大会議室
3. 出席委員(5名) 篠崎 和彦 川村 敏光
鈴木 幸子 北嶋扶美子
中村 準
4. 欠席委員 な し
5. 出席事務局職員(14名)

教育総務部長		高橋俊明
生涯学習部長		高橋 操
教育総務部次長兼総務課長		湯下文雄
生涯学習部次長兼生涯学習センター長兼図書館長		増田賢一
文化・スポーツ課長兼白樺文学館長兼・杉村楚人冠記念館長		西沢隆治
指導課長兼少年センター長		野口恵一
学校教育課長	直井 淳	生涯学習課長 鷲見政夫
教育研究所長	石井美文	鳥の博物館長 木村孝夫
生涯学習課主幹兼		鳥の博物館主幹 時田賢一
公民館長	今井政良	文化・スポーツ課主幹 鈴木 肇
総務課主幹	廣瀬英男	

午後 1 時 3 0 分開会

篠崎委員長 ただいまから平成 2 4 年第 6 回我孫子市教育委員会定例会を開きます。

会議を始める前に、教育委員並びに事務局職員にお願いします。我孫子市教育委員会会議規則第 1 8 条の規定により、会議で発言する場合は挙手をし、私が指名してから発言をお願いします。また、会議を円滑に進めるため、発言は一問一答をお願いします。

会議録署名委員指名

篠崎委員長 日程第 1、我孫子市教育委員会会議規則第 3 1 条の規定により会議録署名委員を指名します。鈴木委員にお願いします。

議案第 1 号

篠崎委員長 日程第 2、議案の審査を行います。

議案第 1 号、我孫子市就学援助要綱の一部を改正する告示の制定について、事務局から説明をお願いします。

直井学校教育課長 議案第 1 号、我孫子市就学援助要綱の一部を改正する告示の制定についてです。

お手元の資料 1 0 ページをお開きください。平成 2 4 年 7 月 9 日より、これまでの外国人登録制度が廃止され、日本に住む外国人の方にも日本人と同様に住民票が作成されることとなりました。

これに伴いまして、お手元の資料 9 ページ、中段より 1 つ下の部分になりますけれども、この就学援助受給申請書の中の同意書に書かれている文の中に「外国人登録原票」という言葉が今までは使われておりますが、この部分を削

除し、新しく「私は、就学援助費の支給の申請をするに当たり必要な住民税額の課税状況、住民票及び児童扶養手当受給の有無を市職員が確認することに同意します。」と改めたいものでございます。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

篠崎委員長 以上で説明が終わりました。議案第1号について質疑を許します。質疑ありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

篠崎委員長 質疑ないものと認めます。質疑を打ち切ります。

篠崎委員長 議案第1号、我孫子市就学援助要綱の一部を改正する告示の制定について、原案に賛成の委員は挙手願います。

(賛成者挙手)

篠崎委員長 挙手全員と認めます。よって議案第1号は可決されました。

諸 報 告

篠崎委員長 日程第3、諸報告を議題とします。

まず、私より報告させていただきます。昨日の教育福祉常任委員会で、西垣、水野両委員から、教育委員会の不祥事について、教育委員会委員長に対する責任との質問で要請があり、出席いたしました。そのときに他の教育委員にも傍聴人ということで列席いただきました。

答弁の要旨としては、今回の一連の負傷事件に対する教育委員の責任のとり方ということでありました。改めて私が答弁しました不祥事案件と同時に事務局答弁のあった通学区域変更案件等について議題としたいと思います。いかがでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

篠崎委員長 では、各委員から各案件について発言と討論をお願いしたいと思います。

まず初めに、不祥事に対する委員及び委員会の責任のとり方について、委員の皆さんの御発言をお願いいたします。

川村委員 昨日、私も教育福祉常任委員会に出席をしましてまいりました。西垣、水野両委員から、いろいろな御指摘を受け真摯に受けとめつつも、教育委員会の組織上、教育委員としての責任のとり方というのは、もし仮にこの委員の5人のメンバーの一人、例えば教育長に何か不祥事が起こったということになれば、我々が選んだ任命責任並びに当然それに対する責任を負わなければいけないということになると思います。しかし、今回の事案については、教育長以下の事務局の不祥事であり、また加えて日曜日という休日に入った極めて個人的な要素の強い行事に参加されたときの出来事だったということも含め合わせますと、教育委員として責任をとる立場ではないし、また、とることが正義だとは思っておりません。

もう1つは、この責任のとり方については、後で議題に盛り込まれると思いますけれども、今現在我々が責任を痛感しているというのは、現場にこの不祥事が起こるような環境を許してしまったということに尽きると思います。

したがって、先ほどちょっとお話しましたけれども、今後我々が実効ある不祥事防止策を立てていくということが我々の責務であろうというふうに考えますが、いかがでしょうか。

北嶋委員 私も今回、委員長が議会でお話しなされた案件については、やはり教育委員としての立場で遺憾には思います。しかしながら、非常勤という立場から、教育委員会管轄の個々の職員、教職員に対して、監督する権限はありません。

不祥事につきましては、今までの定例会でも、そういう事あるごとに私ども

は、注意をしてください、再発防止に気をつけてくださいということを喚起してきたつもりであります。

私としましては、これからできることは、今川村委員の話にもありましたけれども、現場を今まで以上に回り、生涯学習施設、また学校を自分の目で確認をしながら、不祥事防止の一策として努めたいと思います。

あとと思うことは、学校にしても、教育委員会にしても、所属の職員を監督なさる責任者は、その所属の上長にあると考えます。そのラインの職員の方々の勤務状況等を把握、また監督なさる方には、今後もより一層しっかり管理・監督していただくようお願いしたいと思います。

また、事務局の事務を統括し、所属職員を指揮監督するお立場にいらっしゃるのには教育長でいらっしゃいますので、教育長にもこれからより一層の指揮・監督をお願いしたいと思います。

このように不祥事の撲滅に向けて委員会一丸となって私どもを含めていろいろな策を講じ、不祥事が起こらないように努めて考えていきたいと思っています。

教育委員会の職員として仕事に当たる方のあり方、そして子供たちを教育するところを職場となって持っていらっしゃる方のあり方、それぞれの方が御自分を律することが当然ではあるのですけれども、人というのはどうしてもいろいろなことをついやってしまいます。そこをどうやって我々みんなで力を合わせてルールづくり等を考えていくことに私も加わることが、自分の責任のとり方の一部分であるかなと考えています。私はそんなところです。

鈴木委員 私も、今お二方のおっしゃったとおりで、教育委員としては学校現場をもっと具体的に把握すること、今まで以上に把握することが必要かなと思いました。今までも学校訪問とかいろいろな行事、学校で行われますミニ集会、授業参観等、そういうところに出向いて児童・生徒の様子とか表情を把握

するという事はやっていたつもりですが、先生方がどうかということをもっと意識的に、今まで以上にやっていくことが必要かなと思いました。せっかく学校評議員制度もありますし、学校だよりとかもありますので、その辺も今まで以上に見させていただいて、今後いろいろなことが起きないように、子供たちがより生き生きと勉強していけるようにいってほしいと思っております。責任のとり方は、先ほどのお二方と同じです。

篠崎委員長 ありがとうございます。ほかにありますか。

川村委員 先ほどお話したとおり、防止策も含めての話なのですが、教育長以下事務局の皆さん方をお願いすることです。教職者または学校で働く方々を、世間一般では聖職者及び先生と我々は呼んでいます。先生と呼ばれるには、少なくともふさわしい人格を身につけ、子供たちから尊敬され、また規範となる行動を要求されるということが大前提にあって職につかれているということが世間一般から見る教職者の像であります。したがって、今後我々含め皆さん方とともに、各学校現場を回り、もう一度一から、初心を忘れてもらいたくないということを特に御教示いただくか、それとも啓蒙を徹底していただくか、私は解決策はないと思っています。ですから、あいつは大丈夫だろうとか、こいつは大丈夫だろうということ、いつも申し上げているように一人称、おれはこう思う、私はこう思う、あなたはどうなんだという議論に必ずしてほしい。あの人たちはこんなことをやっている、この人たちはあんなことをやっている、新聞紙上で見ている事件をそのまま鵜呑みにして行動を起こすようなことはないように、ぜひお願いをしたいと思っております。私も含めて、今悔い改めるように努力をしていきたいと思っておりますので、ぜひ事務局の皆さん方も心を初心に戻して、リセットしていただいて、啓蒙に励んでいただきたいと思っております。

篠崎委員長 今、教育委員の皆さんのお話をいただいたわけですが、総合す

ると、今まで教育委員の活動というものが、各学校あるいは生涯学習の諸施設を回る場合でも比較的目立たないというか、どういう見え方をしているかわからないというのが恐らく今までの一般の方々の見方かとも思われます。

その中で、今回の不祥事件に対する問題としては、昨日の両議員のいろいろな質問に対して感じたことは、私どもこれを機に教育長と情報をよく伝達し合って、目に見えるような形で、世間の、あるいは一般の市民の皆様からも、教育委員があそこに行っているなどが、あそこでああいうことをやっているなどということが、わかりやすい格好でさらに今後も行動していく。そういうことについては、何であそこに行ったのかということで逆に不審に思われぬように、事務局の皆さんとも連携して一緒にやっていくという心構えで取り組んでいただきたいと思いますので、ぜひよろしくお願ひしたいと思います。

次に、委員会としての実効ある不祥事防止対策ということで、高橋教育総務部長からお話しいただきたいと思います。

高橋教育総務部長 今回、5月3日に学校教育課の主任給食調理員が酒気帯び運転で懲戒処分になりました。この懲戒処分については、5月25日に本委員会で停職3カ月という処分を科したわけでございますけれども、その後の対応を時系列的に御報告させていただければ、5月28日に、この会議室に教育委員会の管理職全員を集めて教育長から訓示をいただきました。6月1日に、この職員は学校教育課の職員でございますが、実際には並木小学校に調理員として配置されております。そういうことで、校長に、今後市の職員である栄養士、用務員、給食調理員の職種の方々に、集会ですとか研修会において飲酒運転防止の呼びかけなどの継続を指示いたしました。6月14日に、委員長から教育長初め教育総務部長、生涯学習部長の3名に対して、約1年前にも飲酒運転事故により懲戒免職処分者が出たということで、その後の対応策が不十分であったと言わざるを得ないということで嚴重注意をいただきました。6月18

日には、教育長の名前で教育長緊急アピール「飲酒根絶への取り組み」という文書を出しまして、まず部長から各課、各施設に配付と同時に、口頭で呼びかけました。また、市内19校ありますけれども、すべてに教育長みずから学校に出向きまして、その文書の配付と同時に口頭で不祥事の防止、今後の対応について呼びかけております。

公表につきましては、5月25日、処分の決定した日でございますが、市議会議員、柏の記者クラブ、市のホームページ等に掲載しております。また、6月16日号の広報において、おわびの文章を掲載しております。

今回の酒気帯び運転につきまして、教育委員会として対応したことについて時系列的に御報告させていただきました。以上でございます。

篠崎委員長 前後してしまっただけですけれども、委員として実効ある不祥事防止対策について発言があればお願いしたいと思います。先ほどもそれに関連したことが出たのですけれども、改めてありますか。

北嶋委員 こうしてほしいということではないのですが、案の1つとして申し上げます。本来予想されないことが起こってしまうのが不祥事ですので、今後の防止対策といっても、皆さんに気をつけてくださいという啓蒙だけでは、なかなか難しいことがあるやもしれません。そこで近隣や他の地方公共団体等で今まで起きている不祥事の案件について、それに対する対策がなされていて、この対策は有効ではないかというのがもしあるようでしたら、そういうものを探ることも、こんな不祥事が起こり得るのだという我々に対する学びになるのかなと思います。先ほどの2つの案件も、本来だったら、飲んだら運転しないというのは当然の常識なのですが、それが起こってしまう。すべての常識が起こり得ないところで起こってきてしまいますので、それが実際にどう起きているのかということが今新聞紙上でもしょっちゅうにぎわせてしまいますけれども、そういうことを探りながら対策を立てていくのも1つのやり方かなと、これは

私の案ですけれども、そんなことも考えました。以上です。

篠崎委員長 できるだけいろいろ情報を集めて、未然に防ぐということも非常に大事だということでございますね。

川村委員 もう1つ、事務報告にも毎月取り上げられているモラルアップ委員会とか、例えばそういった委員会でトピックスというのでしょうか、本当に実のある議論がされているか。何となく通り一遍に過ぎてしまっているのかなと、我々はそう感じざるを得ないのですね。先々月の教育委員会のときに、モラルアップ委員会でどういうことをやられましたかということでお話をさせていただきましたが、それと前後してこういう事件が起きている。その担当になられた方、または学校長、教頭の意識として、指導者としての意識を持って伝えていかなければならないことがあるのだということをも十分御認識いただかないと、これは絵に描いた餅になりそうな感じがするのですね。ですから、モラルアップ委員会のやり方、進め方も含めて、再度チェックをお願いしたいと思います。

北嶋委員 たまたま今回の資料に、このような県の教育委員会からのパンフレットがついていました。これを読むと、何とも情けない内容だなと思いますけれども、これが現実であるということで、私のところは違うんだ、我孫子には起こらないのではなくて、起こるかもしれないし、起こり得てしまう現実であるということを改めて私も含め教育委員会の皆さん一緒に、我が事として考えていかなければならないかなと思います。そういうところから、我々が防止を考えていくところから策を講じなければと思います。

篠崎委員長 ほかに御発言ありますか。

次に、もう1つの案件、情報の提供について。初めに、情報提供の基本的な考え方について。

高橋教育総務部長 我孫子市には我孫子市職員の懲戒処分等の公表基準がご

ざいまして、そのうちの公表の時期及び方法につきましては、公表の時期としては、処分の後、速やかに行う。公表の方法につきましては、市のホームページへの掲載及び報道機関への発表、または資料の提供によるということになってございます。

前日の委員会で、委員から、もっと早く公表すべきという趣旨の質問が出された際に、私の方で「今後検討してまいります」という発言をいたしました。その検討の趣旨でございますが、今回のような飲酒運転による案件に対しましては、飲酒に対する社会的問題意識というか、社会的に非常に厳しいものがございまして、そういう中で、飲酒運転の場合は逮捕だとか起訴という行為がございまして、そういう事実が発覚した際に、懲戒処分の審査はされておりますが、その事実だけでも公表できるかどうかというのを今後検討する必要があるのではないか。当然これは市長部局にも影響を及ぼす問題でございますので、一教育委員会だけでなく、市長部局とも十分検討して、今後回答を出していきたいと考えてございます。

篠崎委員長 各委員から御発言がございましてか。

北嶋委員 きのことから少しずれますけれども、情報についても、毎度毎度皆さんには、情報の提供を我々にもいただきたいということをお願いしてまいりました。これから私たちが生涯学習施設、また各学校を回ることにあって、私たちが学校に行って、こういうことを知らなかったということが今までなかったわけではありません。ですので、教育委員が各学校とか施設を回るときに、必要だと思われる情報がありましたら、事前にぜひいただきたいと思っております。そのように事務局の方々には、我々も不祥事防止のためにできる限りのことをしようと今みんなで確認しているところですので、事務局の皆さんには、そういう意味でサポートをしていただけたらと思っております。そのサポートの1つが、情報を我々に対しても提供していただきたいということです。

川村委員 つけ加えてなのですから、同じことです。今の情報発信については、発信する側と受け取る側がもちろんあります。ただ、情報の提供ということについては、もちろん共有することにより物事の真実が明らかになったり、その出来事の判断ができたり、それを行ったということに対する解決策にもつながってくるのです。その提供がないと、ひょっとすると私感で判断をしてしまう。状況判断は客観性がやはり求められると思います。ですから、情報量は多ければ多いほどの確かな判断ができるということに尽きると思います。ですから情報のあり方というのは、この人にとって有益なのか、不利益なのかということを考えずに、情報というのは与えるべきです。いただいた方がそれをどう消化するかは、その人によります。そこまでを要求する必要はないと思っています。ですから、情報を発信するだけ発信していただきたいということをお願いしたいと思います。

篠崎委員長 ほかにありますか。

私ども教育委員は非常勤で、通常のいろいろな事務その他については、教育長以下の方々に一任しているわけです。それだけに必要な情報というものは、非常勤ということもありますので、どんどん入れてもらわないとなかなか理解できないし、また、いろいろな対応を求められたときに間違いを起こしたりすると思いますので、ぜひそういった意味で情報の提供ということでは今後も速やかによろしくをお願いしたいと思います。

最後に、通学区域の変更について。昨日、茅野委員からこの件についていろいろ御発言がありました。この件について、例えば説明会の開催とか、そのようなことについて見解と討論ということをお願いしたいと思います。

高橋教育総務部長 これもやはり昨日の教育福祉常任委員会で委員から御意見をいただきました。1つには、根戸小学校区を中心とした我孫子地区の学区の見直し、もう1つは、新木小学校区の通学区域の一部を布佐南小学校の通学

区域に変更するもの。昨日の御指摘は、新木小学校から布佐南小学校への学区の変更については、根戸小学校の学区の変更も様子を見て平成25年度からにした方がいいのではないかという御指摘がありました。もう1つにつきましては、布佐南小学校の通学区域の変更につきまして、今現在は7月8日に保護者を対象とした説明会とパブリックコメントを予定しておりますけれども、さらにもっと地域において説明会を開催する必要があるのではないかという御指摘をいただきました。

以上2点について昨日の委員会で御指摘を受けましたので、それについては改めて検討いたしますということと、学区の開始年度につきましては、教育委員会としては単学級をできるだけ早く防止する観点から、平成25年度から開始をしたいという答弁をさせていただきました。以上でございます。

篠崎委員長 これに関しまして何かございますか。

川村委員 私も昨日傍聴しておりました。茅野委員の言われることも十分理解ができます。そもそも通学区域の変更については、我々は根戸小学校の過大規模校、布佐南小学校の過少化について議論して、これを通学区域審議会に上げたつもりであります。茅野委員の言われるのは、その説明が不十分であったろうということに尽きると思います。茅野委員が1つ誤解があるのは、根戸小学校の様子を見て布佐南小学校への対策をしてもいいのではないかというお話だったのですが、要件が合致しているわけではなく、根戸小学校は過大規模校で学区の選択制を導入するということが1つ。これは諮問させていただいた。もう1つ、布佐南小学校については過少化に伴う学区の変更になります。したがって、根戸小学校の様子を見て学区の変更を入れるか入れないかという判断にはならないというふうに私は思っております。ただ、茅野委員のおっしゃるとおり、その説明が不十分であった。事前に説明をもうちょっとしておくべきだったという反省は踏まえた上で議論をすべきだろうというふうに思っ

おります。

最終的な見解としては、通学区域審議会に諮問した以上、その回答を得ていますし、事前通告どおり、布佐南小学校と根戸小学校の今回の取り組みについては、25年度スタートということでぜひお願いをしたいと思います。

北嶋委員 私もこれについては、その会議を傍聴していましたが、答申の「おわりに」というところに何を書こうかと。文章では「該当する保護者」ということに最終的になりましたけれども、その文言を使うときに委員の中から「住民」とした方がいいのではないかと。でも、「住民」とすると我孫子市民全員と読めてしまうので、ここでは将来保護者になることを踏まえて「保護者」という言葉を使いましょうということで、答申の「おわりに」のところに地域の方への説明は「保護者」という言葉を使ってなされました。それを受けて3月の定例会のときに私からも、ここは保護者となっているので地域住民に丁寧な説明をお願いしたいということで、課長からも「そうします」というお話があって、形としては多分そういうふうにとられたのだと思います、我々の方では。しかし地域の方は、ずっと10年も20年もやってきた地域が、ある日こういう形で区切られてしまうことに対する抵抗を、もうちょっと丁寧に読むべきだったかなと思います。地域の方に何うと、とにかく早く説明が欲しかったということが、私が得た意見の中では多くを占めていました。多分きのこの委員会での話も、そのところが大きな影響を及ぼしているのではないかと思います。今川村委員がおっしゃったように、いろいろな諸問題があり、布佐南小学校のこれからの子供たちの構成を考えると、1クラスが10人を切ってしまうことも予想されるということで私たちは聞いています。そういう子供たちの学校活動がきちんとできないということが前提で起きたことですので、まずはそこを重要と考えて、布佐南小学校の子供たちも学校生活をできるように、単学級でなくクラス替えがあり、できるだけ多くのクラブ活動なり課外活

動ができるように、そして職員の方もふえるようにということを考えると、やはり早急な手だてが必要なのかなと私は考えています。それにプラス、きのう茅野議員がおっしゃっていた魅力ある学校づくりも含めて、教育委員会で知恵を出して、いい方策を今後行っていけたらなと思います。パブリックコメントとか市民の方の意見を本当に尊重して、よりよい方向を見出していきたいなと思っています。以上です。

篠崎委員長 ほかにありますか。

ただいま各委員の発言と討論結果を尊重して速やかに実施するよう、教育長以下事務局に要望いたします。よろしく願いいたします。

中村教育長 前点につきまして、特に委員の皆さん方から貴重な御意見をいただきました。いずれの意見も尊重しなければならない意見だなということにとらえております。一部、もう少し練った上で委員の皆さん方に提示しなければならない案件もあろうかなと思いますので、機会を見てなるべく早く皆さん方に、不十分な点につきましては御相談、審議をお願いすると思っておりますので、よろしく願いいたします。

いずれにしましても、このたび2度目の飲酒運転による懲戒処分ということで、処分者が出ましたことは大変私としても遺憾に思っておりますし、これまでの対応について反省をしているところであります。委員の皆様方には大変御心配やら御迷惑をおかけしました。何より市民の皆さん方にも、教育委員会の信頼を失うような出来事が起きてしまいまして、大変申しわけなく思っております。今後とも対応をより一層強化して、不祥事が発生しないように指導してまいりたいと考えております。以上でございます。

篠崎委員長 以上で諸報告は終わりました。これより諸報告に対する質問を許します。

川村委員 事務報告の2ページ、扇風機の設置工事ですが、ここに書かれて

いるのは期間と請負業者で、どこに設置するということが書かれていないので
すね。どちらに設置されるのか教えてください。

湯下総務課長 申しわけありませんでした。山一電気工業さんについては我
孫子中学校と久寺家中中学校です。佐伯電気さんは白山中学校、一條電気さんは
湖北中学校と湖北台中学校、鈴木電装さんは布佐中学校の6校ということになり
ます。

川村委員 そうすると全校に設置するということで、ここに書かれていると
いうことですね。

湯下総務課長 昨年度は小学校全校に入りまして、ことしは中学校全校に、
ここにも書いてありますが、普通教室と特別教室に1室当たり4台を設置しま
した。

北嶋委員 5ページの9番です。民生委員、児童委員、主任児童委員及び学
校長福祉懇談会ということですが、この内容が情報交換及び意見交換というこ
とで、6校の中学校で行われたようです。この内容は私どもが資料として有効
に使える内容かと思imasるので、特にそちらに支障がなければ後ほど意見交換
の内容等をいただきたいと思imasりますが、いかがでしょうか。

直井学校教育課長 お答えします。この懇談会は、日程で行わせていただき
ました。内容につきましては今現在まとめているところですので、まとまり次
第、提供させていただきたいと思imas。学校教育課としましても、こう
いった懇談会の内容等を十分踏まえた上で、学校等との意見の交換あるいは情
報共有といったものから子供たちの健全な育成につなげていきたいと思imas
ります。よろしくお願いいたします。

北嶋委員 ありがとうございます。おっしゃるように、これからはいろい
ろな情報をもとに判断をしていきたいと思imasるので、よろしくお願いいたし
ます。

川村委員 7ページの5番目、いじめ対策委員会です。5月24日に市教委のこの会場で行われたようですけれども、これに対する考察と説明等、内容は書かれているのですが、やはり詳しく知りたいことなので、後日でも結構です。資料をちょうだいできればと思います。

野口指導課長 年1回、いじめ対策委員会が実施され、さらに年2回、いじめのアンケート調査を実施しています。今回は、昨年度に全国で行った問題行動調査の結果と1月に実施した市内のアンケート結果について担当の指導主事から説明をしたということで、さらには今学校に投げているアンケートについて検討していったというのが主な内容です。資料等については後ほど提出したいと思いますので、よろしく願いいたします。

川村委員 昨今、ネグレクト、家庭内暴力を含めて、学校内のいじめもエスカレートしているようです。ですから現状を十分把握することも、我々も必要だと認識していますので、中身の濃い中での状況把握というのが必要になってくると思いますので、ぜひよろしく願いいたします。

鈴木委員 教育研究所にお願いします。10ページの2、「困り感のある児童生徒の見立てと学習・生活指導上の配慮、及び環境づくり等についての助言を行った」ということですが、ここに書かれている学校以外に、その後に要請があったということでしょうか。

石井教育研究所長 1の方に教育研究所巡回事業ということで載せてあります。これは5月17日以前からずっと行ってまして、6月1日の根戸小学校で19校全部終わりました。それを受けたという部分もありますし、それ以外の部分でも、学校の方から派遣の要請があったり、あるいは研究所に直接保護者等から相談があったものについて、学校の方に出向いて対応して教職員へのアドバイス、指導を行っているということでございます。

鈴木委員 困り感のある児童生徒というところなのですが、保護者の感じる

困り感と学校側としての困り感の違い、温度差があるように、いろいろなところから情報が入りますが、その点はどのようにお考えでしょうか。

石井教育研究所長 基本的には保護者の困り感というのが学校の方へも伝わるでしょうし、研究所の方にもじかに伝わってくるかと思います。そういった相談を受けて、研究所の方では保護者とも対応し、学校と連携をする、学校とつなぐ、こういうこともやっていますし、学校からの要請があれば、主に担任ですけれども、担任がこういうことで困っているということについて相談をして保護者につなぐという形になるかと思いますが、そこら辺の両者のすり合わせといいますか、見方の違いというのがどうしても出てきてしまうものですが、そこをうまく専門的な見地からアドバイスをしていくように心がけています。

篠崎委員長 ほかに質問がありますか。

北嶋委員 先日の県民の日に白樺文学館に行きましたら、たくさんの方が見えていました。この報告書の中には、鳥の博物館は県民の日に308人の入館者があったということでしたが、杉村楚人冠、白樺文学館の県民の日の入館者数はいつもに比べて多かったのか少なかったのか。

西沢文化・スポーツ課長 データ的にはまだ調べていませんので、早急に調べたいと思います。

例年というお話でしたが、杉村楚人冠については今回初めてということになりますので、今回の数字がベースになって、今後また検討していきたいと考えております。

篠崎委員長 ほかに質問がありますか。教育事業の全般について質問がありますか。

鈴木委員 生涯学習の方かと思いますが、お伺いいたします。我孫子市音楽用器材貸出規程というのがあります。その中に、市民文化の向上を期するために

社会教育の一環として器材を貸し出しているということで、その次に音楽用器材とは管楽器、打楽器、弦楽器、その他の音楽用器材となっていますが、貸し出し要請があったときに実際に楽器はあるのでしょうか。

(「休憩をお願いします」と呼ぶ者あり)

篠崎委員長 休憩します。

午後 2 時 1 9 分休憩

午後 2 時 2 1 分再開

篠崎委員長 再開します。

西沢文化・スポーツ課長 過去に我孫子フィルに当時の社会教育課が貸し出しをしていた経緯がございます。そういう中では、現在も我孫子フィルがお使いになっているものは、大きい打楽器類については湖北地区公民館に一部置かせていただいて、練習のたびに練習会場に持っていくような状況が、現状としてはそうなっています。以前は市民会館に置いてあったのですが、市民会館がなくなってしまいましたので、現状ではそのような形で我孫子フィルさんにお使いいただいているような状況です。

鈴木委員 今現在がどのようになっているかをお調べいただきたいとします。そして、その貸し出しの期間というのが決められているかということもお調べ願いたいと思います。

西沢文化・スポーツ課長 早急に調べたいと思います。

鈴木委員 学校教育課にお伺いします。今の点とちょっと関連するのですが、中学校は全部吹奏楽をやっていますが、そのほかに小学校でもやっています。学校で楽器が足りなくて、せっかく吹奏楽部に入ったのにリコーダーをやっているとか、カスタネットを持たされているとか、打楽器をばかにするわけではないのですが、そのような状況で、せっかく吹奏楽部に入った意味がないとい

うがっかり感が子供たちはかなり強いということですので、市内の学校で、部の児童・生徒が減ってしまって、余っている楽器があるのではないかと考えられますので、学校の余っている楽器、足りない楽器などをお調べいただくことは無理ですか。

直井学校教育課長 調査そのものにつきましては可能かと思えます。ただ、現在も、音楽主任を中心に集まった際に、お互いの学校の楽器の状況等の情報交換をして、時期的に使わない、あるいは長期にわたって使わないという楽器については、ほかの学校でそれを使いたいということであれば貸し借りをしましょうということでの情報交換をしています。実際に貸し借りとなった場合には、学校の備品である楽器ですので、校長名で借用書を取り交わして、楽器の貸し借りは実際に行われています。ただ、どの学校も、長期にわたってということになりますと、なかなか難しい面もありますので、貸し借りをすることによってどこかの学校が十分に楽器がそろう、あるいはそれが活用できるという状況になっているとは限らないのですけれども、そういう現実的な対応というものは現在も行われております。

鈴木委員 児童・生徒は年間で動きがあると思えます。貸し出しが1年間で区切っているかと思えますが、そのような具体的なところもお調べいただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

直井学校教育課長 学校の方に協力を要請しまして、調査をしたいと思えます。

川村委員 今の件で、楽器の足りない学校があるということを鈴木委員は承知しているということですね。あわせて、全体的に楽器が足りないのかなという感じはするので、建設的な解決策として、1つは寄附行為、もしかすると楽器を使わなくなったという方が市民の中にいらっしゃって、そういうことだったら使ってほしいという方も、中にはいらっしゃるんじゃないかと思うのです

ね。ですからそういうことも含めて、今ある問題の解決策として1つの方法であるということを御理解いただいて、検討をしていただけないものかなということですが、いかがでしょうか。

直井学校教育課長 金銭の寄附ということになりますと、いろいろな制約等ございますが、楽器そのものということであれば、学校の方への寄贈という形は可能かと思えます。そういうことをPTAの方にも協力をお願いしまして、学校としてのそういった声というものを、地域の方も含めて学校から発信していくということで、学校の方には情報を流していきたいと思えます。

川村委員 私がお話しているのは、教育委員会として一括して借り上げした方がいいのではないかと思うのです。各学校だと偏りが出てきます。ですから我孫子市としてもうちちょっと大きな器で、そういった寄附行為をいただいて配分をしていってあげると、先ほど言った1年交換で、多くなったときには貸し出す、少なくなったときには吸い上げるということではできると思うのですけれども、その辺はいかがですか。

直井学校教育課長 正直今すぐここで答弁というのは厳しい状況でございますので、十分に検討させていただきたいと思えます。

鈴木委員 例えばの話をして申しわけございませんが、やはり同じように教育委員会から広報とかで、楽器が足りないということで呼びかけをしていただく。例えば管楽器とか打楽器とか、そういうものはすぐなくても、ピアノが余っているということは現実たくさんあるので、そのピアノを集めて、先ほどのお話のように現金にしては問題が違ってまいりますので、集めたピアノを管楽器とかにかえるという方法もあると思えますので、ぜひ教育委員会からの動きがいただけたらいいなと思えます。子供たちは本当に困っています。

直井学校教育課長 先ほどの川村委員からの御指摘も踏まえて、総合的に検討させていただきたいと思えます。

篠崎委員長 ほかに質問がありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

篠崎委員長 質問がないものと認めます。諸報告に対する質問を打ち切ります。

篠崎委員長 以上をもちまして今定例会に付議された案件の審査はすべて終了しました。これで平成24年第6回教育委員会定例会を終了します。御苦労さまでした。

午後2時27分閉会